

○国土交通省令第 号

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和七年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第十七条の二第一項及び同項第四号（これらの規定を同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の二第二項（同法第十九条第三項において読み替えて準用する場合及び同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条第二項、第二十一条第二項（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二、第四十三条の三並びに第四十三条の五、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第四条第一項及び第五条、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第五十一条並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（気象業務法施行規則の一部改正）

第一条 気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。

）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章～第七章 (略)

第八章 雑則(第四十九条の二―第五十五条)

附則

(予報区等)

第八条 令第四条、令第五条及び令第六条の国土交通省令で定める予報区及び空域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらを対象として行う予報及び警報は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

府県予報区(一府県の区域又はこれに相当する区域(海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含む。))を範囲とするものをいう。)

(略)

天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報、土砂崩れ注意報、高潮注意報、波浪注意報、洪水注意報、気象警報、地震動警報、火山現象警報、土砂崩れ警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、海水予報、浸水注意報、浸水警報、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、土砂崩れ特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報及び洪水特別警報

河川予報区(気象庁長官の指定する河川の区域を範囲とするものをいう。)

改正前

目次

第一章～第七章 (略)

第八章 雑則(第四十九条の二―第五十三条)

附則

(予報区等)

第八条 令第四条、令第五条及び令第六条の国土交通省令で定める予報区及び空域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらを対象として行う予報及び警報は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

府県予報区(一府県の区域又はこれに相当する区域(海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含む。))を範囲とするものをいう。)

(略)

天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報、土砂崩れ注意報、高潮注意報、波浪注意報、洪水注意報、気象警報、地震動警報、火山現象警報、土砂崩れ警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、海水予報、浸水注意報、浸水警報、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、土砂崩れ特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報

津波予報区（海に面する一府県の区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	津波予報、津波注意報、津波警報、津波特別警報並びに津波に関する海上予報及び海上警報
--	---

2 (略)

(予報業務の許可の申請)

第十条 法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、別記第一号様式による予報業務許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2|| 法第十七条の二第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号及び電子メールアドレス

二 外国法人等にあつては、国内代表者又は国内代理人（以下「国内代表者等」という。）の電話番号及び電子メールアドレス

3|| 法第十七条の二第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する者にあつては、事業所ごとに置かれる気象予報士の氏名及び登録番号を記載した書類

津波予報区（海に面する一府県の区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	津波予報、津波注意報、津波警報、津波特別警報並びに津波に関する海上予報及び海上警報
--	---

2 (略)

(予報業務の許可の申請)

第十条 法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一|| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二|| 予報業務の目的

三|| 予報業務の範囲

イ 予報の種類

ロ 対象としようとする区域

ハ 火山現象の予報にあつては、対象としようとする火山

ニ 気象関連現象予報業務にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行うか否かの別

四|| 予報業務の開始の予定日

(新設)

2|| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する者にあつては、事業所ごとに置かれる気象予報士の氏名及び登録番号を記載した書類

イ 気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。第十一
条の三第一項において同じ。）の予報の業務をその範囲に含む予
報業務の許可を受けようとする者

ロ (略)

三〇六 (略)

七 地方公共団体以外の既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為（外国の法人にあつては、これらに相当する
書類）

ロ 登記事項証明書（外国の法人にあつては、これに相当する書類

ハ (略)

八 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類

イ 定款（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及
びその準用規定により認証を必要とする場合にあつては、認証の
ある定款）又は寄附行為の謄本（外国の法人にあつては、これら
に相当する書類）

ロ (略)

九 個人にあつては、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号
カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつ
て、氏名及び住所を証する書類

十 外国法人等にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ
次に定める書類

イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記
事項証明書

ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民
票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもの
であつて、氏名及び住所を証する書類

十一 外国法人等にあつては、申請者の国内代表者等に、法の規定に

イ 気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。第十一
条の二第一項において同じ。）の予報の業務をその範囲に含む予
報業務の許可を受けようとする者

ロ (略)

三〇六 (略)

七 地方公共団体以外の既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(新設)

ロ (略)

八 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類

イ 定款（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及
びその準用規定により認証を必要とする場合にあつては、認証の
ある定款）又は寄附行為の謄本

ロ (略)

九 個人にあつては、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号
カードをいう。第三十三条第二項第二号において同じ。）の写し又
はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

十 法第十八条第二項各号に該当しない旨を証する書類

(新設)

より気象庁長官が行う処分の通知及び第五十三条の規定により気象庁長官が行う通知を受領する権限を付与したことを証する書類

4|| 前項第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本語の翻訳文を添付しなければならぬ。

5|| 第三項の規定にかかわらず、法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、気象庁が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該許可を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供を受けるときは第三項第九号に掲げる書類を、当該者の国内代表者等に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受けるときは同項第十号に掲げる書類を、それぞれ添付することを要しない。

6|| 気象庁長官は、第三項に規定するもののほか許可のため必要な書類の提出を求めることができる。

（予報業務の目的又は範囲の変更認可の申請）
第十一条 法第十九条第一項の認可を受けようとする者は、別記第二号様式による予報業務変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- (削る)
- (削る)
- (削る)

2|| 法第十九条第三項において準用する法第十七条の二第二項の国土交通省令で定める書類は、第十条第三項第一号から第六号までに掲げる書類のうち法第十七条の二第一項第三号に掲げる事項の変更に伴いその内容が変更されるものとする。

（新設）

3|| 前項の規定にかかわらず、法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、気象庁が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該許可を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供を受けるときは、前項第九号に掲げる書類を添付することを要しない。

4|| 気象庁長官は、第二項に規定するもののほか許可のため必要な書類の提出を求めることができる。

（予報業務の目的又は範囲の変更認可の申請）
第十一条 法第十九条第一項の規定により予報業務の目的又は範囲の変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項
- 三 変更の予定日
- 四 変更を必要とする理由

2|| 前項の申請書には、第十条第二項第一号から第六号までに掲げる書類のうち予報業務の目的又は範囲の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

(予報業務の許可を受けた者の氏名等の変更の届出)

第十一条の二 法第十九条第四項の規定により変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 外国法人等にあつては、国内代表者等の氏名又は名称及び国内の住所並びに法人である国内代理人にあつてはその代表者の氏名
- 三 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
- 四 変更の実施の日

2 前項の変更届出書には、第十条第三項各号に掲げる書類のうち法第十七条の二第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

第十一条の三・第十一条の四 (略)

(公告の方法)

第十一条の五 法第二十一条第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

(予報業務の休廃止の届出)

第十二条 法第二十二條の規定により予報業務の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務休止（廃止）届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 外国法人等にあつては、国内代表者等の氏名又は名称及び国内の住所並びに法人である国内代理人にあつてはその代表者の氏名
- 三 五 (略)

(新設)

第十一条の二・第十一条の三 (略)

(新設)

(予報業務の休廃止の届出)

第十二条 法第二十二條の規定により、予報業務の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務休止（廃止）届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 (新設)
- 三 四 (略)

(試験の申請)

第十六条 試験(指定試験機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第三号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 三 (略)
- 二 (略)

(登録の申請)

第三十三条 法第二十四条の二十の登録を受けようとする者は、別記第四号様式による気象予報士登録申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 2・3 (略)

(気象予報士名簿の登録事項)

第三十四条 (略)

2 法第二十四条の二十三の気象予報士名簿は、別記第五号様式によるものとする。

(発表業務の許可の申請)

第四十七条 法第二十六条第一項の規定により気象の観測の成果を無線通信により発表する業務(以下「発表業務」という。)の許可を受けようとする者は、別記第六号様式による発表業務許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)

2|| 法第二十六条第二項において準用する法第十七条の二第一項第四号

(試験の申請)

第十六条 試験(指定試験機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第一号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 三 (略)
- 二 (略)

(登録の申請)

第三十三条 法第二十四条の二十の登録を受けようとする者は、別記第二号様式による気象予報士登録申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 2・3 (略)

(気象予報士名簿の登録事項)

第三十四条 (略)

2 法第二十四条の二十三の気象予報士名簿は、別記第三号様式によるものとする。

(発表業務の許可の申請)

第四十七条 法第二十六条第一項の規定により、気象の観測の成果を無線通信により発表する業務(以下「発表業務」という。)の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した発表業務許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 発表の目的
- 三 発表業務の開始の予定日
- 四 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四条の規定による無線局の免許を受けていないときは、同法第六条第一項の規定による申請の有無

(新設)

の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 電話番号及び電子メールアドレス
- 二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス

3|| 法第二十六条第二項において準用する法第十七条の二第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第四条の規定による無線局の免許を受けているときは、同法第十四条の二に規定する免許記録の写し又は同条の書面
- 四 第十条第三項第七号から第十一号までに掲げる書類

4|| 前項第四号に掲げる書類(第十条第三項第十号に掲げる書類を除く。)が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

5|| 気象庁長官は、第三項に規定するもののほか許可のため必要な書類の提出を求めることができる。

(準用規定)

第四十八条 第十一条の二の規定は法第二十六条第二項において準用する法第十九条第四項の規定による発表業務の許可を受けた者の氏名等の変更の届出について、第十一条の五の規定は法第二十六条第二項において準用する法第二十一条第二項の規定による公告について、第十二条の規定は法第二十六条第二項において準用する法第二十二条の規定による発表業務の休止又は廃止の届出について、それぞれ準用する。この場合において、第十一条の二第二項中「第十条第三項各号」とあるのは「前条第三項各号」と、第十二条中「予報業務休止(廃止)届出書」とあるのは「発表業務休止(廃止)届出書」と読み替えるものとする。

2|| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 電波法第四条の規定による無線局の免許を受けているときは、同法第十四条の二に規定する免許記録の写し又は同条の書面
- 四 法第二十六条第二項において準用する法第十八条第二項各号に該当しない旨を証する書類
(新設)

3|| 気象庁長官は、前項に規定するもののほか許可のため必要な書類の提出を求めることができる。

(発表業務の休廃止の届出)

第四十八条 第十二条の規定は、法第二十六条第二項において準用する法第二十二条の規定による発表業務の休止又は廃止の届出について準用する。この場合において、第十二条中「予報業務休止(廃止)届出書」とあるのは「発表業務休止(廃止)届出書」と、同条第二号中「予報業務」とあるのは「発表業務」と読み替えるものとする。

(報告)

第五十条 法第七条第一項の船舶は、気象庁長官が定める場合を除き、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を記載した報告書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、別記第七号様式に記載した事項(航路を除く。)に変更があつたとき

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2|| 法第十七条第一項の許可を受けた者は、気象庁長官が定める場合を除き、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を記載した報告書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一 法人にあつては、定款若しくは寄附行為若しくはこれらに相当する書類又は役員(代表者を除く。)に変更があつた場合

二 第十条第三項第一号(ニを除く。)から第六号までに掲げる書類の記載事項に変更があつた場合

三 第十条第三項第一号ニの記載事項を変更しようとする場合

四 法第二十条の二の規定に基づく命令を実施した場合

3|| 法第二十六条第一項の許可を受けた者は、気象庁長官が定める場合を除き、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を記載した報告書を、気象庁長官に提出しなければならない。

(報告)

第五十条 法第七条第一項の船舶及び法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者は、気象庁長官が定める場合を除き、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を記載した報告書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、別記第四号様式に記載した事項(航路を除く。)に変更があつたとき

四 法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者の氏名、名称又は住所に変更があつた場合

五 法第十七条第一項の許可を受けた法人にあつては、定款若しくは寄附行為又は役員に変更があつた場合

六 第十条第二項第一号(ニを除く。)から第六号まで又は第四十七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる書類の記載事項に変更があつた場合

七 第十条第二項第一号ニの記載事項を変更しようとする場合

八 法第二十条の二(法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令を実施した場合

(新設)

(新設)

- 一 法人にあつては、定款若しくは寄附行為若しくはこれらに相当する書類又は役員（代表者を除く。）に変更があつた場合
- 二 第四十七条第三項第一号又は第二号に掲げる書類の記載事項に変更があつた場合
- 三 法第二十六条第二項において準用する法第二十条の二の規定に基づく命令を実施した場合
- 4|| 前三項の報告は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時期に行わなければならない。
 - 一 第一項各号に掲げる場合 報告事由の発生した後三十日以内
 - 二 第二項各号（第三号を除く。）及び前項各号に掲げる場合 報告事由の発生した後遅滞なく
 - 三 第二項第三号に掲げる場合 変更の予定日の三十日前まで
- 5|| 第一項の報告をしようとするときは、報告事由が発生した日現在において別記第七号様式の報告書を作成し、提出しなければならない。
- 6|| 第二項又は第三項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 外国法人等にあつては、国内代表者等の氏名又は名称及び国内の住所並びに法人である国内代理人にあつてはその代表者の氏名
 - 三 (略)
 - 四 報告事由の発生の日（第二項第三号の報告にあつては、変更の予定日）
- 7|| 法第十七条第一項の許可を受けた者が、法第六条第三項後段の規定による観測施設の廃止の届出をしている場合には、当該廃止に係る第二項第二号の報告（第十条第三項第四号に係るものに限る。）を省略することができる。
- 8|| 法第二十六条第一項の許可を受けた者が、法第六条第三項後段の規

- 2|| 前項の報告は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時期に行わなければならない。
 - 一 前項第一号から第三号までに掲げる場合 報告事由の発生した後三十日以内
 - 二 前項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる場合 報告事由の発生した後遅滞なく
 - 三 前項第七号に掲げる場合 変更の予定日の三十日前まで
- 3|| 第一項第一号から第三号までの報告をしようとするときは、報告事由が発生した日現在において別記第四号様式の報告書を作成し、提出しなければならない。
- 4|| 第一項第四号から第八号までの報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。
 - 一 (略)
 - (新設)
 - 二 (略)
 - 三 報告事由の発生の日（第一項第七号の報告にあつては、変更の予定日）
- 5|| 法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者が、法第六条第三項後段の規定による観測施設の廃止の届出をしている場合には、当該廃止に係る第一項第六号の報告（第十条第二項第四号又は第四十七条第二項第二号に係るものに限る。）を省略することができる。

(新設)

定による観測施設の廃止の届出をしている場合には、当該廃止に係る第三項第二号の報告（第四十七条第三項第二号に係るものに限る。）を省略することができる。

（身分証票）

第五十一条 法第四十二条の身分を示す証票は、別記第八号様式によるものとする。

（氏名等の公表方法）

第五十二条 法第四十二条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の供与）

第五十三条 気象庁長官は、法第四十二条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行った者又は国内代表者等にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行った者が自ら又は国内代表者等を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいづれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 気象業務の健全な発達を図り、公共の利益を確保する観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るとまがないとき。
- 二 法令等違反行為を行った者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

第五十四条 (略)

(権限の委任)

第五十五条 (略)

254 (略)

（身分証票）

第五十一条 法第四十二条の身分を示す証票は、別記第五号様式によるものとする。

（新設）

（新設）

第五十二条 (略)

(権限の委任)

第五十三条 (略)

254 (略)

5 第三項第二号に規定する権限は、地方気象台長も行うことができる。

5 第三項第二号に規定する権限は、地方気象台長も行なうことができる。

別記第五号様式を別記第八号様式とし、別記第四号様式を別記第七号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

年 月 日

発 表 業 務 許 可 申 請 書

気象庁長官

殿

氏名又は名称

（法人の場合は）代表者氏名

気象業務法第26条第1項の規定により発表業務の許可を受けたいので、同法施行規則第47条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所

氏名又は名称

（法人の場合は）代表者氏名

住所

2. 国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称、代表者氏名及び住所（申請者が外国法人等の場合のみ）

氏名又は名称

（法人の場合は）代表者氏名

住所

3. 発表の目的

4. 発表業務の開始の予定日

5. 電波法（昭和25年法律第131号）第4条の規定による無線局の免許を受けていないときは、同法第6条第1項の規定による申請の有無

（免許を受けている場合は、この項は不要）

6. 電話番号及び電子メールアドレス（申請者が外国法人等の場合は、申請者及び国内における代表者又は国内における代理人のもの）

7. 担当者氏名

8. 備考

別記第三号様式を別記第五号様式とし、別記第二号様式を別記第四号様式とし、別記第一号様式を別記第三号様式とし、同様式の前に次の二様式を加える。

年 月 日

予報業務許可申請書

気象庁長官

殿

氏名又は名称

（法人の場合は）代表者氏名

気象業務法第17条第1項の規定により予報業務の許可を受けたいので、同法施行規則第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所

氏名又は名称

（法人の場合は）代表者氏名

住所

2. 国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称、代表者氏名及び住所（申請者が外国法人等の場合のみ）

氏名又は名称

（法人の場合は）代表者氏名

住所

3. 予報業務の目的及び範囲

（気象）

目的	範囲			
	予報の種類			対象とする区域
	予報する現象	予報する項目	予報期間	

（地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。））

目的	範囲		
	予報の種類		対象とする区域
	予報する現象	予報期間	

(地震動)

目的	範 囲		
	予報の種類		対象とする区域
	予報する現象	予報する項目	

(火山現象)

目的	範 囲			対象とする火山
	予報の種類		対象とする区域	
	予報する現象	予報する項目		

(土砂崩れ)

目的	範 囲				当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報の種類			対象とする区域	
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

(津波)

目的	範 囲			対象とする区域
	予報の種類		予報する項目	
	予報する現象	予報する項目		

(高潮)

目的	範 囲				当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報の種類			対象とする区域	
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

(波浪)

目的	範 囲				当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報の種類			対象とする区域	
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

(洪水)

目 的	範 囲			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報の種類				
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

4. 予報業務の開始の予定日

5. 電話番号及び電子メールアドレス（申請者が外国法人等の場合は、申請者及び国内における代表者又は国内における代理人のもの）

6. 担当者氏名

7. 備考

年 月 日

予報業務変更認可申請書

気象庁長官

殿

氏名又は名称

（法人の場合は）代表者氏名

気象業務法第19条第1項の規定により予報業務の変更認可を受けたいので、同法施行規則第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所

氏名又は名称

（法人の場合は）代表者氏名

住所

2. 国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称、代表者氏名及び住所（申請者が外国法人等の場合のみ）

氏名又は名称

（法人の場合は）代表者氏名

住所

3. 変更しようとする事項

「新」

（気象）

目的	範			囲
	予報の種類			対象とする区域
	予報する現象	予報する項目	予報期間	

（地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。））

目的	範		囲
	予報の種類		対象とする区域
	予報する現象	予報期間	

(地震動)

目的	範 囲		
	予報の種類		対象とする区域
	予報する現象	予報する項目	

(火山現象)

目的	範 囲			
	予報の種類		対象とする区域	対象とする火山
	予報する現象	予報する項目		

(土砂崩れ)

目的	範 囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

(津波)

目的	範 囲		
	予報の種類		対象とする区域
	予報する現象	予報する項目	

(高潮)

目的	範 囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

(波浪)

目的	範 囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

(洪水)

目 的	範			囲	
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

「旧」

(気象)

目 的	範			囲	
	予報の種類			対象とする区域	
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

(地象 (地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。))

目 的	範			囲	
	予報の種類			対象とする区域	
	予報する現象		予報期間		

(地震動)

目 的	範			囲	
	予報の種類			対象とする区域	
	予報する現象		予報する項目		

(火山現象)

目 的	範			囲	
	予報の種類			対象とする区域	対象とする火山
	予報する現象	予報する項目			

(土砂崩れ)

目 的	範			囲	
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

(津波)

目 的	範 囲		
	予報の種類		
	予報する現象	予報する項目	対象とする区域

(高潮)

目 的	範 囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

(波浪)

目 的	範 囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

(洪水)

目 的	範 囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		

4. 変更の予定日

5. 変更の概要

6. 電話番号及び電子メールアドレス（申請者が外国法人等の場合は、申請者及び国内における代表者又は国内における代理人のもの）

7. 担当者氏名

8. 備考

附 則

(施行期日)

1 この省令は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年 月 日）から施行する。

(経過措置)

2 改正法の施行の際現に気象業務法第十七条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けている者については、改正法の施行の日においてこの省令による改正後の気象業務法施行規則第十条第二項各号又は第四十七条第二項各号に掲げる事項に変更があつたものとみなして、改正法による改正後の気象業務法第十九条第四項（改正法による改正後の気象業務法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。